（労働金庫法施行規則第九十七条第二項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則第九十七条第二項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を次のように改正する。

「基本的項目の額（」を削り、「。以下「自己資本比率告示」という。）第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額」を「）第十一条の算式における自己資本の額」に改める。

（労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第二条　労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を次のように改正する。

第一項中「金庫」という」を「金庫」と総称する」に改め、「基本的項目の額（」を削り、「第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額」を「第二条の算式における自己資本の額」に改め、第二項中「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に金庫の関連会社」を「金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に関連法人等」に、「第九十九条」を「第五十六条第六項第二号」に、「前項にかかわらず、当該関連会社等」に、「基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社」を「自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等」に、「第十三条に定める基本的項目の額」を「第十一条の算式における自己資本の額」に改め、「及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額」を削り、第三項中「第一項に定める」を削り、「第一項又は前項の自己資本の額」を「前二項に規定する調整自己資本額」に改める。

○金融庁厚生労働省告示第五号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二及び労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁厚生労働省告示第七号）及び労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、第一条中労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七十六条第二項第五号の改正規定は、同年四月一日から適用する。

平成二十六年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第一条　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を次のように改正する。

第三条第二項中「いう。）については」を「いう。）については」に改める。

第七十六条第二項第五号を次のように改める。

五　存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会

（労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部改正）

第二条　労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第一号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、同表注(3)ｂ中「同条第三十七号ホ」を「同条第三十六号ホ」に改める。

別紙様式第一号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、同表注(3)ｂ中「同条第三十七号ホ」を「同条第三十六号ホ」に改める。

附則別紙様式第二号の表注(1)ｂ中「経過する」の下に「日」を加え、同表注(1)ｄ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、同表注(1)ｈ中「経過する」の下に「日」を加える。

別紙様式第二号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、同表注(3)ｂ中「同条第三十七号ホ」を「同条第三十六号ホ」に改める。

別紙様式第二号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、同表注(1)ｇ中「経過する」の下に「日」を加え、同表注(3)ｃ中「額をいう」を「額をいう」に改める。

○金融庁農林水産省告示第三号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）第十七条第二項等の規定に基づき、平成十年大蔵省告示第十五号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件）等の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件の一部改正）

第一条　平成十年大蔵省農林水産省告示第十五号の一部を次のように改正する。

第一条中「基本的項目の額（」及び「三月二十八日」を削り、「第四条に規定する基本的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）の合計額」を「第二条の算式における自己資本の額」に改める。

第二条第一項中「連合会及び」の下に「その」を加え、「第十一条の四第二項」を「第十一条の四第二項前段」に、「基本的項目の額（告示第十二条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第十三条に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額」を「告示第十条の算式における自己資本の額」に改め、同条第二項中「第十一条の四第二項」を「第十一条の四第二項前段の規定」に、「同項に規定する」を「組合又は連合会の」に、「命令第十九条に規定する者」を「関連法人等（命令第十九条第二号に規定する関連法人等をいう。）」に、「当該組合又は連合会の基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該組合又は連合会と特殊の関係のある者の基本的項目の額」を「当該関連法人等を除いて算出した告示第十条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の告示第二条の算式における自己資本の額」に改め、「及び補完的項目の額に相当する額の合計額」を削る。